



満60歳以上の継続雇用制度改正について提案を受ける！

1. 現行の継続雇用制度の概要と課題について

① 現行の継続雇用制度の概要【プロパー社員の場合(新旧制度問わず)】

現場長経験者等を除き、継続雇用規定に基づき「解約社員 B」、「臨時雇用員」(共に契約期間5年)の雇用契約で継続雇用としている。なお現場長経験者等で引き続き「支店長」、「担当課長」ならびにこれに準ずる職に就く場合に限り「契約社員 A」(契約期間5年)の雇用契約で継続雇用としている。

② 現行の継続雇用制度の課題

- 日給月払賃金である「契約社員 B」だと日給制であるがゆえに雇用不安が生じている。
- 「契約社員 B」は日給制であるがゆえに、稼働日数により給与の変動があり、毎月の支給額に波がある。
- 高齢雇用の拡大や乗務員担い手不足等の社会的情勢から、満60歳以上の業務稼働拡大は喫緊の課題と認識。

2. 現行継続雇用制度(契約 B)の給与実績について【2024年8月現在】

○継続雇用制度席用社員(契約 B)の諸元 社員数:23名 月給与平均:194,241円 年間賞与平均:230,297円

○現行継続雇用制度社員(契約 B)の基本日額

- ① 運転従事社員 高速:10,150円 貸切:9,650円 在来:9,150円 日勤等:8,150円
※都市手当支給対象地域(東京都内在勤)の場合は日給+500円とする。
- ② 車両整備従事者・運行管理従事者・一般事務従事者 個別に定めた額

3. 満60歳到達時点での新しい雇用形態について【エルダー社員制度の新設】

- ① 満60歳~65歳の社員の多様な働き方に合わせた雇用契約の選択制へ
- ② 契約期間は従来通りの5年間
- ③ 契約期間中1回に限りエルダー社員⇄臨時雇用員(有期雇用のみ)への変更可

4. エルダー社員雇用の規定化について【労働条件等】

- 賃金 基本給:「定年時の等級区分」及び「在勤地」に応じて基本給額を定める
諸手当:「職務手当」、「技能手当」、「別居手当」は支給対象とし、その他の諸手当は「都市手当」を除き契約社員 A に準ずる
住宅援助金:支給する 賞与:会社の業績に応じ年2回支給とし、具体的な額及び支給方法はその都度定める
- 休日 公休特休日:年間109日(公休52日・特休57日) その他の休暇:現就業規則の休暇種別に準ずる
- 勤務箇所 居住地を鑑みつつ、需給状況により決定する

5. エルダー社員基本給について

定年時の等級区分に応じて基本給を定める→定年までのキャリアと職種に応じた給与をインセンティブとして反映

- 【業務管理業級 旧7等級・新業務管理3級以上】203,000円または220,000円(東京都内在勤)
- 【主任職級 旧6等級・新主任級】193,000円または210,000円(東京都内在勤)
- 【指導職級 旧4・5等級・新指導2・1級】183,000円または200,000円(東京都内在勤)
- 【係職級 旧3等級・新社員1級以下】173,000円または190,000円(東京都内在勤)

6. 現行の継続雇用制度適用社員の経過措置について【2024年9月現在適用社員に対する経過措置】

○現行の継続雇用制度適用社員については経過措置として、現行の「契約社員 A・B」と新設する「エルダー社員」を制度開始時点で選択できるものとする。また制度開始時に「契約社員 A・B」を選択した社員で、以降に「エルダー社員」、「臨時雇用員」への雇用契約の変更を希望する場合は 1回に限り変更を認める。

7. 改定日について

就業規則改正にあたり、職場過半数代表者への意見聴取の上、2024年10月1日より施行する。